

No.	書類名	頁	章	1	(1)	①	ア	(7)	資料	項目名	質問内容	市回答
11	実施方針	10	2	3	(3)	③	エ			建設企業	館林市内に本店（又は支店）を有するものとなっていますが、支店を営業所と読み替えてもよろしいでしょうか？	<p>建設企業の参加資格要件（業務別）は、次のとおりとします。</p> <p>建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、複数の企業とする場合は、少なくとも1者は次の全ての要件を満たすこととし、他の者は少なくとも①、②、③、④及び⑤の要件を満たすこと。</p> <p>なお、第三者に委託、又は下請人を使用する際の一次下請け業者選定について、市の入札参加資格（電気又は管）を有し、館林市内に本店（又は支店・営業所）を有する者から1社以上選定すること。ただし、構成員又は協力企業の中に、本条件を有する者【市の入札参加資格（電気又は管）を有し、館林市内に本店（又は支店・営業所）を有する者】が1者以上含まれる場合はこの限りではない。</p> <p>① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。</p> <p>② 館林市内又は邑楽郡内に本店を有する者とする。ただし、邑楽郡内に本店を有する者については、合わせて館林市内に支店又は営業所を有する者とする。</p> <p>③ 建築一式工事において格付等級がAである者とする。</p> <p>④ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。</p> <p>⑤ 平成17年4月以降に公共施設（鉄筋コンクリート造又は鉄骨造）の新築又は改築の施工実績を有する者とする。</p> <p>⑥ S P Cに出資する構成員とすること。</p>

No.	書類名	頁	章	1	(1)	①	ア	(7)	資料	項目名	質問内容	市回答
12	実施方針	10	2	3	(3)	③				建設企業の参加資格要件	建設企業の資格要件の1つに館林市内に本店（支店）を有する者とありますが、館林市内に本店（支店）を有しない企業が参画する場合には、資格要件すべて（ア～オ）を有する企業との共同企業体を組成しなければ参加できないという理解でしょうか。ご教示願います。	実施方針に関する質問回答No.11を参照してください。ただし、共同企業体としての参加は不可です。